

奈良県文化会館公共施設等運営事業に関する  
基本的な考え方

2025年7月

奈良県

## 目次

1	事業の概要 .....	2
	(1) 事業の目的 .....	2
	(2) 事業方式 .....	2
	(3) 運営権対象施設及び事業場所の概要 .....	2
	(4) 事業者 .....	2
	(5) 運営期間 .....	3
	(6) 業務の範囲 -特定事業・任意事業- .....	3
	(7) 利用料の収受と費用負担 .....	4
	(8) 運営権対価 .....	5
2	要求水準 .....	5
3	県と事業者のリスク分担の基本的な考え方.....	5
4	ガバナンス .....	5
5	事業者の募集及び選定に関する事項.....	5
	(1) 募集・選定方法 .....	5
	(2) 審査の方法 .....	5
6	応募者等の資格等.....	6
	(1) 応募者等の構成 .....	6
	(2) 応募企業、応募グループの構成企業・協力企業に共通の参加資格 .....	6
7	契約に関する基本的な考え方.....	7
	(1) 事業の継続が困難となった場合における措置.....	7
	(2) 事業期間終了時の手続.....	7
8	今後の予定 .....	8

## 1 事業の概要

### (1) 事業の目的

奈良県では、奈良県文化会館（以下、「文化会館」という。）について、「地域ぐるみの音楽活動拠点」「ジュニアオーケストラの活動拠点」「Japan National Orchestra 株式会社との連携協定に基づく音楽活動の展開」などを背景として、「クラシック音楽を中心とした質の高い舞台芸術を鑑賞・創造・発信」の目的を実現するための改修を進めている。

文化会館は、令和9年度中にリニューアル・オープンを予定しており、リニューアル後の文化会館の運営については、直営、指定管理者制度や「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律117号）（以下、「PFI法」という。）に基づく公共施設等運営権方式（以下、「コンセッション方式」という。）の導入など、最適な運営手法・スキームの検討を進めてきた。

リニューアル後の文化会館は、コンサート会場として評価されるホールとして、『音楽系を軸とした多彩な舞台芸術の殿堂』となることを目指しており、これを実現するための施設運営・経営の視点から、貸館・自主興行の実施、多様な文化事業の展開のほか、施設運営の面でも質の高いサービスが期待されるコンセッション方式を導入することとし、文化会館の「ブランド化」、「効率化」、「価値向上」を図る。

### (2) 事業方式

県が、事業者に対して、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく公共施設等運営権（コンセッション）方式により、奈良県文化会館の運営権（料金徴収権限等）を設定する。

事業者の使用許可権限を付与するため、公の施設の指定管理者制度（地方自治法第244条の2第3項）を併用する。

### (3) 運営権対象施設及び事業場所の概要

- ・運営権対象施設：奈良県文化会館

※文化会館条例（昭和43年奈良県条例第6号）第1条第2項に掲げる芸術文化の振興及び普及を図るための施設として、奈良市に設置されている施設

- ・事業場所：奈良市登大路町6番2号

- ・敷地面積：約1.8ha

※敷地の一部は文化財保護法に基づく国指定名勝となっている。

### (4) 事業者

事業者については、複数の企業によって構成される企業グループ（以下「応募グループ」という。）、又は、単体企業（以下「応募企業」という。）により設立された特別目的会社

(SPC) を想定している。

(5) 運営期間

運営期間は 15 年以上を想定している。なお、詳細については、今後、募集要項等において示す。

(6) 業務の範囲 -特定事業・任意事業

業務範囲は以下のとおりとする。奈良県文化会館の更なる魅力向上や賑わい創出の実現に向けて、各業務の具体的な内容や追加的に実施すべき業務等について、応募者（「6 応募者等の資格等」に規定するものをいう。）からの提案を求めることとする。

業務の対象施設は、「1（3）運営権対象施設及び事業場所の概要」に示す運営権対象施設とする。詳細については、今後、募集要項等において示す。

① 特定事業

特定事業は次の(a)から(d)とする。

(a) 統括管理業務

- ・事業の統括業務
- ・経営管理に関する業務
- ・事業評価に関する業務

(b) 開業準備業務

- ・運営準備業務
- ・事前予約受付
- ・事前広報、宣伝業務
- ・内覧会、オープニングイベントの準備（一部県で実施予定）

(c) 運営業務

(i) 自主事業に関する業務

※公演、普及啓発、人材育成に関する業務を想定している

(ii) 来館者対応業務

(iii) 貸館業務

(iv) 広報業務

(v) 飲食施設の運営

(d) 維持管理業務

- ・建築物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・備品保守管理業務
- ・修繕業務
- ・外構保守管理業務

- ・清掃、衛生管理業務
- ・安全管理業務
- ・舞台設備の管理業務
- ・施設管理
- ・駐車場管理業務

※奈良県文化会館の活用に向けた積極的な施設の利活用に関する提案を募る。詳細については、今後、募集要項等において示す。

## ② 任意事業

事業者は、本事業の運営権対象施設の価値を高め、相乗効果が期待できる事業を実施することができる。

※奈良県文化会館の施設価値を高め特定事業との相乗効果が期待できる任意事業に関する提案を募る。詳細については、今後、募集要項等において示す。

## (7) 利用料の収受と費用負担

### ① 利用料金

利用料金については、条例に定める範囲で事業者が設定し、自らの収入として徴収することを想定している。

### ② 費用負担

特定事業に係る費用のうち、実施契約に定められた範囲内の費用を県が負担し、それ以外の費用を事業者が負担することを想定している。詳細については、今後、募集要項等において示す。

### ③ 費用負担の範囲

事業者は特定事業について、県が定める上限額範囲内において、県による負担総額及び各年度の負担額を提案書類において提案しなければならない。県は、提案された各年度の負担額を、実施契約に定める手続に従い支出する。なお、県が定める負担額の上限額は、今後、募集要項等において示す。

### ④ 収益

レベニューシェア（予定した収入もしくは利益からの増加分の一部を県に分配）することを想定している。詳細については、今後、募集要項等において示す。

#### (8) 運営権対価

事業者は、県に対し、一定の条件を満たした場合に限り、本事業における運営権の設定に対する対価（運営権対価）を提案することができる。事業者が運営権対価を提案できる場合は、運営に係る費用について事業者が全額負担することを提案する場合である。

## 2 要求水準

県は、事業者によって、施設の適切な運営等が実施されることを要求水準として定める。本事業において実施する業務の詳細な要求性能等については、今後、募集要項等において示す。

## 3 県と事業者のリスク分担の基本的な考え方

予想されるリスク及び県と事業者の責任分担については、契約書（案）として、今後、募集要項等において示す。

契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又は契約に特別の定めのない事項について疑義が生じたときは、県及び事業者は、誠実に協議のうえ、リスク分担を決定するものとする。

## 4 ガバナンス

県及び事業者の双方による本事業のガバナンスの枠組を構築する予定である。詳細については、今後、募集要項等において示す。

## 5 事業者の募集及び選定に関する事項

### (1) 募集・選定方法

民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮したうえで、公募型プロポーザル方式を採用することを想定している。

### (2) 審査の方法

提案の審査は、学識経験者等で構成する奈良県文化会館運営事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置して実施するものとする。資格審査においては、応募企業又は応募グループが、「6 応募者等の資格等」に規定する応募者等の資格を満たしていることを確認する。提案審査においては、資格審査を通過した応募者を対象に、提案内容の

審査を行う。

## 6 応募者等の資格等

### (1) 応募者等の構成

応募者は、本事業に係る業務を実施する予定の応募企業又は応募グループとする。応募グループにより応募する場合、構成企業の中から代表企業を定めるものとする。また、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うものとする。

本事業に係る業務は、事業者が自ら実施するか、事業者から応募グループの構成企業又は協力企業に委託されるものとし、参加表明書において、応募グループの構成企業及び協力企業の企業名と、それぞれが携わる業務を明記することとする。

応募企業、応募グループの構成企業及び協力企業、並びにこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募企業並びに応募グループの構成企業及び協力企業として参加できないものとする。「資本面若しくは人事面において関連がある者」の詳細な定義は、今後、募集要項等において示す。

### (2) 応募企業、応募グループの構成企業・協力企業に共通の参加資格

応募企業、構成企業及び協力企業のいずれも、少なくとも以下のア～タの全ての要件を満たしていることを要する。なお、外国法人の場合、以下のうちウについて、その適用法令において同等の要件を満たしていると県が確認できることが必要である。

詳細については、今後、募集要項等において示す。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

ウ 募集開始から本業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更正手続き開始の決定を受けた者を除く。）

オ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。

カ 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）

キ 銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。

- ク 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ケ 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- コ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- サ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- シ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- ス サ及びシに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- セ 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はその子会社及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連しない者であること。  
「本事業のアドバイザー業務に関わっている法人」については、今後募集要項等において示す。
- ソ 委員会の委員が属する企業、又はその企業と資本面若しくは人事面において関連しない者であること。
- タ 財務状況が著しく不健全であると認められない者であること。

このほか、応募企業、応募グループの構成企業及び協力企業は、県が別途定める要件を満たしていることを要する。詳細については、今後、募集要項等において示す。

## 7 契約に関する基本的な考え方

### (1) 事業の継続が困難となった場合における措置

県は、事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めるものとする。詳細については、募集要項等において示す。

### (2) 事業期間終了時の手続

① 運営権

運営権設定対象施設の運営権の存続期間の終期（事業期間の延長がなされた場合は当該延長後の事業終了日。以下、本号において同じ。）をもって当然に消滅する。

② 運営権設定対象施設

事業者は、運営権の存続期間の終期の翌日又はそれ以降で県が指定する日のいずれかの日に、運営権設定対象施設を県又は県の指定する者（以下、「県等」という。）に引き渡さなければならない。

なお、本事業の実施のために事業者が所有する資産については、全て事業者の責任及び費用負担で処分しなければならない。

③ 任意事業

応募企業、及び応募グループの構成企業、協力企業、又はこれらが出資する会社（事業者を含む）は、県と協議し、決定する。

④ 業務の継続及び引継

県等への業務の引継は、運営期間内に行うものとする。なお、事業者は、本事業が円滑に継続されるように適切な引継業務を行うとともに事業者の引継業務に係る費用は自らが負担しなければならない。

**8 今後の予定 以下のスケジュールを予定している。**

- ・2025年7月～9月頃 公募型サウンディング
- ・2025年10月以降 実施方針公表、特定事業選定、募集要項等公表、提案締切、優先交渉権者決定、実施契約締結

以上